

権利関係②④ 債権譲渡

○×式確認問題 【解答・解説】

- × 譲渡制限(債権譲渡禁止)の意思表示がされた売買代金債権の譲受人が、その意思表示がされたことを善意で知らなかった場合は、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって譲受人に対抗することはできる。債権譲渡禁止の特約のある債権を譲渡しても有効であるから、善意で知らなかったとしても債権譲渡は有効に成立し、債務者は債務の履行を拒むことができない。但し、譲受人に悪意あるかもしくは重過失があった場合はこの限りではない
- × Aは、Bに対して貸付金債権を有しており、Aはこの貸付金債権をCに対して譲渡した。Bが債権譲渡を承諾しない場合、~~CがBに対して債権譲渡を通知すれば~~では、CはBに対して自分が債権者であることを主張することができる。
譲受人Cから債務者Bへの通知では、債権は譲渡されたことにならない。有効に債権が譲渡されるには、債権者から債務者への通知もしくは債務者から債権者又は譲受人に対する承諾が必要
- × Aは、Bに対して貸付金債権を有しており、Aはこの貸付金債権をCに譲渡した。Aが貸付金債権をDに対しても譲渡し、Cへは確定日付のない証書、Dへは確定日付のある証書によってBに通知した場合で、いずれの通知もBによる弁済前に到達したとき、Bへの通知の到達の先後にかかわらず、~~CがDに~~優先して権利を行使することができる。
確定日付のある証書のDが確定日付のない証書のCに優先する
- × 指名債権が二重に譲渡され、確定日付のある各債権譲渡通知が同時に債務者に到達したときは、各債権譲受人は、債務者に対して、~~債権金額基準で按分した金額~~の弁済請求しかできない。確定日付のある通知が同時に到着した場合は、各譲受人は、債務者に対し、それぞれの債権全額の弁済を請求することができ、債務者は、いずれか一方に債務を弁済すれば、他方からの請求を拒むことができる
- × AがBに対して1,000万円の代金債権を有しており、Aがこの代金債権をCに譲渡した。Aがこの代金債権をDに対しても譲渡し、Cに対する債権譲渡もDに対する債権譲渡も確定日付のある証書でBに通知した場合、CとDの優劣は、確定日付の先後で決まり、確定日付のある通知がBに到達した日時の先後ではない。
確定日付ある証書どうしの優劣は、日付ではなく、到達日時の先後で決まる